

第23回 デジタル臨時行政調査会作業部会

デジタル法制審査のこれまでと臨時国会提出予定法案に対する対応について

2023/08/23

デジタル庁 デジタル臨時行政調査会事務局

デジタル法制審査に係るこれまでの経緯

- デジタル法制審査（いわゆる「デジタル法制局」のプロセス）については、2022（令和4年）年8月以降、同年秋の臨時国会提出予定法案に続き、2023年（令和5年）通常国会提出予定法案も対象として実施。
- 本年6月には、デジタル社会形成基本法の改正及び重点計画の改定により、デジタル法制審査を国の方針として位置づけ。

- 2022年（令和4年）秋の臨時国会提出予定法案を対象としたデジタル法制審査の実施（2022年8月～）：
「一括見直しプラン」において、2024年（令和6年）常会提出法律案のうちから試行的に実施することとしていたデジタル法制審査（新規法令等に対するデジタル原則適合性確認等プロセス）を前倒し、2022年秋の臨時国会に提出予定法案を対象に試行的に実施（同年12月に点検結果を公表。）。
- 2023年（令和5年）通常国会提出予定法案を対象としたデジタル法制審査の実施（2022年12月～）：
「デジタル原則適合性確認等のための指針」を拡充し、通常国会提出予定法案について、デジタル法制審査を実施（同年8月に点検結果を公表。）。
- デジタル社会形成基本法改正、重点計画の改定により、デジタル法制局のプロセス等を国の方針として位置づけ（2023年6月）：
 - ・ 2023年（令和5年）6月に「デジタル規制改革推進の一括法」が成立。デジタル社会形成基本法の改正により、デジタル規制改革を国の基本方針として法定し、デジタル法制局のプロセス（新規法令等のデジタル原則適合性を確認するプロセス）に関連する規定を措置。
 - ・ デジタル社会の形成に関する施策の策定に係る基本方針として、デジタル技術の進展等を踏まえたデジタル技術の効果的な活用が規制により妨げられないようにするため必要な措置が講じられなければならないことを定めるとともに、当該見直しを重点計画の記載事項に位置付け。

これまでのデジタル法制審査の実施結果

- これまで行ってきたデジタル法制審査においては、7項目のアナログ規制及びフロッピーディスク等の記録媒体を指定する規制に関係し得る条項のデジタル原則適合性を確認。必要なものについてはデジタル技術が活用できる旨を明確化する通知・通達の整備時期等について所管省庁と調整。

【2022年（令和4年）秋の臨時国会提出予定法案に係る点検結果】

対象：21法案

(単位：条項)

7項目のアナログ規制及び
FD等記録媒体を指定する規制に関係しうる条項：23

7項目のアナログ規制							FD等記録媒体規制	計
目視	定期検査	実地監査	常駐専任	対面講習	書面掲示	往訪閲覧		
13	0	0	0	0	0	10	0	23

【2023年（令和5年）通常国会提出予定法案に係る点検結果】

対象：58法案

(単位：条項)

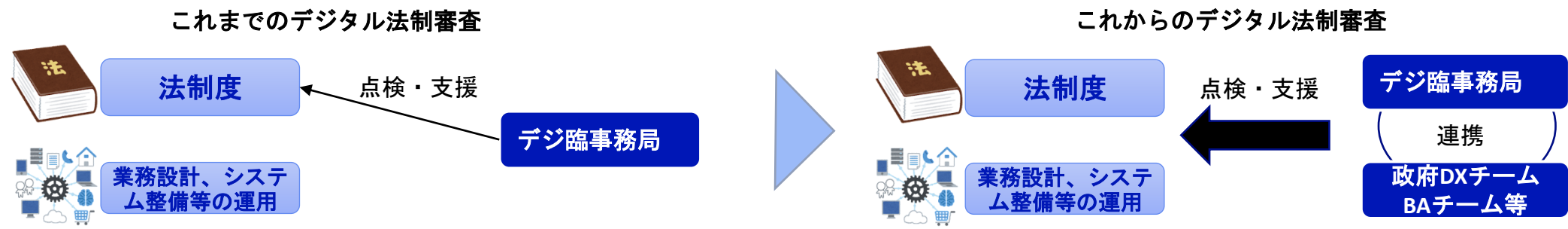
7項目のアナログ規制及び
FD等記録媒体を指定する規制に関係しうる条項：99

7項目のアナログ規制							FD等記録媒体規制	計
目視	定期検査	実地監査	常駐専任	対面講習	書面掲示	往訪閲覧		
22	2	1	3	4	8	52	7	99

※1条項で複数の規制類型に該当するものが1件あり

デジタル法制審査の深化 ～次期臨時国会提出予定法案に対する対応（案）～

- これまでのデジタル法制審査においては、主にアナログ規制が存在しないかという点検を実施。
- 今後は、法令等の立案段階から執行・運用面でのデジタル原則適合性の確保が確認されるよう、デジタル庁政府DXチーム、ビジネスアーキテクトチーム等とも連携した仕組みを新たに導入。



次期臨時国会提出予定法案に対するデジタル法制審査の指針案

※赤字が今回主に拡充した部分

法律制度

- (1) 7項目の代表的なアナログ規制、FD（フロッピーディスク）等の記録媒体を指定する規定の確認
- 7項目に該当するアナログ規制を課している条項（= PHASE 1）が存在しないこと。
 - 下位法令や通知・通達等を含めてPHASEの当てはめを行う場合は、その工程も明確化。
 - ・活用可能な技術の水準等に応じてPHASE 2 又は 3のいずれの段階にあるかを確認。
 - ・テクノロジーマップ及び技術カタログを活用してデジタル化を実施。
 - ・オンラインでの手続や他の記録媒体、クラウド等の利用ができることを確認。

一括法や書面揭示・FDに係る既存法令改正の知見に基づき、改正の方向性をより精緻化

業務設計、システム整備等の運用

- (2) 情報システムの整備が見込まれる行政手続を定める規定に係る確認
- デジタル原則に適合した運用を見据え、法令等の立案段階から、業務設計、情報システムの整備等に係る検討が行われるよう、デジタル庁政府DXチーム、ビジネスアーキテクトチーム等とも連携する仕組みを導入。

趣旨

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(※)を踏まえ、**デジタル技術の進展を踏まえたその効果的な活用のための規制の見直しを推進**するため、①デジタル社会形成基本法、②デジタル手続法、③アナログ規制を定める個別法の改正を行う。

(※)「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(2022年6月 デジタル臨時行政調査会決定)

- 代表的なアナログ規制7項目の見直し（①目視、②定期検査・点検、③実地監査、④常駐・専任、⑤書面掲示、⑥対面講習、⑦往訪閲覧・縦覧）
- フロッピーディスク等の記録媒体を用いる申請・届出等のオンライン化

改正のポイント

- I **将来にわたってデジタル技術の進展等を踏まえた規制の見直しが自律的かつ継続的に行われることを担保**するため、**見直しの基本方針や具体的な施策**について定める。
- II **一括見直しプランに基づくアナログ規制の見直し**を実現するため、**①書面掲示規制** (※) 及び**②フロッピーディスク等の記録媒体に係る規制**について改正を行う。

(※) 7項目の規制の大部分は、政省令改正等により、法改正を要することなく見直しの実現が可能。法改正を行うものは、書面掲示規制が中心。

デジタル技術の進展等を踏まえた自律的・継続的な規制の見直しの推進に係る改正

デジタル社会形成基本法の改正

デジタル規制改革を国の基本方針として法定し、デジタル法制局のプロセス (※1)

に関連する規定を措置 ※1 新規法令等のデジタル原則適合性を確認するプロセス

国の基本方針として、デジタル技術の進展等を踏まえたデジタル技術の効果的な活用が規制により妨げられないようにするため必要な措置が講じられなければならないことを定めるとともに、当該見直しを重点計画の記載事項に位置付け。

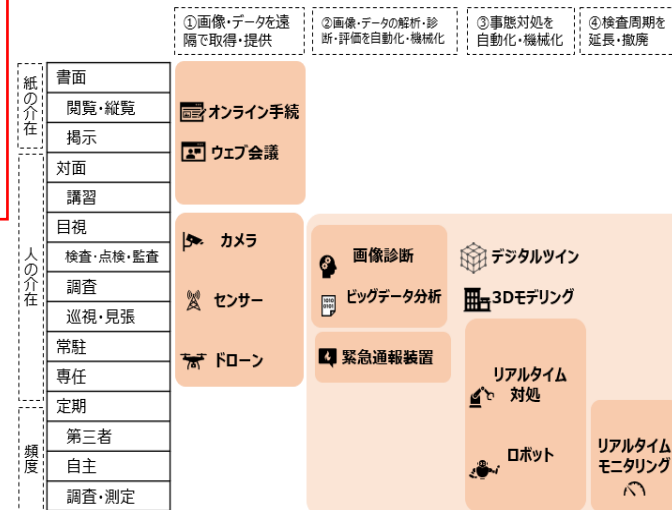
(本改正により、規制見直しの方向性を明確に定め、デジタル法制局のプロセス等を重点計画に明記)

デジタル手続法の改正

デジタル技術の効果的な活用、テクノロジーマップ (※2) の公表・活用に関連する規定を措置 ※2 デジタル技術と規制の見直し事項の対応関係を示したマップ

- ・ 国は、デジタル技術の進展等を踏まえ、デジタル技術を効果的に活用することができるようにするため必要な施策を講じなければならないこととする（地方公共団体は国に準じた努力義務）。
- ・ 内閣総理大臣（デジタル庁）は、規制の見直しに資する技術に関する情報（テクノロジーマップ等）について公表することとともに、国の行政機関等は当該情報を活用するよう努めなければならないこととする。

(テクノロジーマップのイメージ)



第1 安全・安心で便利な国民の生活や事業者の活動に向けた重点的な取組

2. デジタル臨時行政調査会によるアナログ規制の横断的な見直し

(3) デジタル法制審査

新規法令等のデジタル原則適合性確認プロセス(デジタル法制審査)については、各府省庁において、アナログ規制が新たに規定されることのないようにするとともに、指針に基づく点検結果をデジタル庁に提出することとする。

第3 デジタル社会の実現に向けた戦略・施策

第3-1 戦略として取り組む政策群

1. デジタル社会の実現に向けた構造改革

(1) デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し

③ デジタル法制審査の取組の強化

2024年(令和6年)通常国会提出法律案のうちから試行的に実施することとしていた新規法令等のデジタル原則適合性確認プロセス(デジタル法制審査)については、2022年(令和4年)臨時国会提出法律案から前倒して試行実施しており、2023年(令和5年)通常国会にデジタル規制改革を「デジタル社会の形成に関する施策の策定に係る基本方針」として位置付けること等を内容とするデジタル規制改革推進の一括法案を提出したところである。これらを踏まえ、各府省庁においては、新規法令等の立案に際しては、テクノロジーマップ・技術カタログを適切に活用しつつ、アナログ規制が新たに規定されることのないようにするとともに、デジタル原則適合性確認等のための指針に基づき点検を実施し、その点検結果をデジタル庁へ提出することとする。また、デジタル庁においては、必要な体制を整備しつつデジタル法制審査を実施する。